

# 教育行政学

教職課程科目 / 2 単位 / T 授業

担当教員 曾我 雅比兒

■使用テキスト 曾我雅比兒(著)『公教育と教育行政・改訂版』大学教育出版(2015年)

◆参考テキスト

## 講義概要・一般目標

良い教育が行われるためには、有能な教師が優れた内容の教育活動を行うことが何よりも大切なことであるが、そのためにはまず教師たちが思う存分力を発揮することができるための舞台装置、すなわち教育条件が整っていることが必要である。教育行政は、いわばこのような舞台を整える仕事のことをいう。学校教育は公共の事業として(=公教育)形成されてきたので、その舞台装置を整える教育行政の仕事も国や地方公共団体が行う公的な作用として位置づけられている。

本講座は、将来教師を目指す人を対象とした、学校教育が行われるための舞台装置学習の入門コースである。この講座を学ぶことによって、なぜ公教育の制度が必要とされるようになったのか、その制度はどのような原理と法制によって組み立てられているのか、またその制度を管理する組織の機構や仕組みはどうなっているのか、さらに個別の学校における教育活動が機能するためにはどのような組織編成がとられ、教職員にはどのような役割が課せられているのか、という点についての理解が得られることを目標とする。

## 到達目標

- 1) 近代公教育制度の成立との関連で教育行政の概念を理解する
- 2) 明治から今日に至る我が国の義務教育制度史の変遷を理解する。
- 3) 日本国憲法と教育基本法に明示されている教育の諸原理を理解する。
- 4) 文部科学省や教育委員会の組織と機能を把握する。
- 5) 学校の管理運営や教員の服務・研修等についての法規定を理解する。

## 評価方法

科目単位認定試験により評価。

## 学習指導

### 第1章 近代公教育制度と教育行政

#### 1. 公教育の登場と教育行政の成立

この節のポイント

今日どの国においても、学校教育の事業に国家が何らかの形で関与しているが、国家が教育に関与するようになったのは比較的最近のことで、近代社会成立の前後からのことである。ここに新しい教育の形態が生じてきたのでそれを「公教育」と呼ぶようになり、国家が「公教育」を組織化する仕事を「教育行政」と名付けることになった。「公教育」の概念は、社会の近代化に遅れた国(ドイツや日本)における国家主義的発想と、近代化に先じた国(フランスやイギリス)における民主主義的発想、の2つのルーツがあることにも注意を払うこと。

ヨーロッパの主要国において「公教育」の思想は19世紀に義務教育制度として現実化された。その要因として、①ナショナリズムの高揚、②資本主義の発展、③民主主義の進展、の3点が指摘される。それぞれの関連性をよく理解すること。英、仏、独、米の国々における義務教育成立に関わる重要な歴史的事項にも注意を払うこと。

## 2. わが国における教育行政の史的展開

### この節のポイント

明治政府は早くから欧米の義務教育制度の導入に努めたが、成果が見られるのは明治 20 年代になってからであった。初期における試行錯誤のプロセスと初代文部大臣森有礼による国家主義的観点からの教育制度整備の取り組みが重要な学習課題である。

昭和 20 年の敗戦以後は、それまで（戦前）の国家主義的かつ中央集権的な教育行政を改め、民主主義的かつ地方自治的な教育行政を志向した。しかし、第 2 次世界大戦後の国際情勢の変化（東西冷戦の激化）の中で、文部省主導の官僚主義的な教育行政へと再編されていくプロセスもしっかりと把握しておくこと。

## 第 2 章 教育行政と法

### この章のポイント

今日わが国の公教育は、日本国憲法第 26 条の「教育を受ける権利」を中心に、それを補完するものとして、教育の諸原理を宣言する教育基本法、そして教育基本法が掲げる原理を具体化する様々な教育法規群によって支えられている。この章の第 1 の学習課題は、それら教育法規群の中核を構成している憲法の中の教育に関する条項と教育基本法の全ての条項について、その内容と意義をしっかりと学ぶことにある。

そして第 2 の学習課題は、今日の公教育制度の基本原則であり、それゆえ教育行政の基本原則でもある 4 つの原理につき、それぞれの意味とその具体的あらわれ、ならびに関連する教育法規をしっかりと整理しておくことである。

## 第 3 章 教育行政組織の概要

### 1. 中央教育行政組織

#### この節のポイント

中央の教育行政組織には、広く内閣や内閣総理大臣も含まれるが、中心的役割を果たすのは文部科学大臣を長とする文部科学省である。ここでは、文部科学省の組織機構と各部局の所掌事務を整理しておくとともに、文部科学省は、それらの事務を通して、全国的な視野から教育の機会均等の実現や教育内容の水準の維持向上を目指し、諸条件の整備確立に努めていることも学ぶこと。

また、文部科学省は、法律に基づく執行機能のほかに、政策立案機能も有しており、その施策の樹立に際しては、中央教育審議会を始め各種の審議会が重要な役割を果たしている。審議会の種類と役割、またその意義と限界についても整理しておくこと。

### 2. 地方教育行政組織

#### この節のポイント

今日、教育は地方固有の事務と位置づけられ、一般行政から相対的に独立した教育行政機関（教育委員会）の手により地方分権的かつ民主的に執行されている。しかし、戦前には教育行政の権限は知事や市町村長にあったという伝統を引き継ぎ、今日も地方公共団体の長は教育行政において大きな権限を維持している。ここでは、教育委員会の組織構成と職務権限、ならびに地方公共団体の長が有する職務権限について、しっかりと整理しておくこと。

## 第 4 章 学校教育と教育行政機能

### この章のポイント

公教育を担う学校を設置できるものは、国、地方公共団体、法律に定める法人の 3 者に限定されている。学校は、法によって組織編制され、教育行政機関に管理されるものの、教育活動について主体的な意思に基づき、その結果について責任を負う主体である。

教育行政は、学校における教育活動がより良く行われるよう、学校規模や学級編制や教職員の配置等の組織編制、教育課程の編成や教科書の扱い等の教育内容について目指す方向性を提示するとともに、学校評議員や学校運営協議会など学校を支援する制度を整備し、学校運営のための各種の条件整備を図る機能を有している。

ここでは、上記諸分野につき、どのような名称の教育法規が具体的にどのように規定しているか、また様々な場面における意思決定の権限は誰に属しているか、ということもしっかりと学ぶこと。

## 第5章 教職員の身分・服務・研修

### この章のポイント

教職の中核を占めるのは教育公務員としての公立学校教員である。彼らは、地方公務員として法にのっとって採用され、公務員としての服務が課されている。また、それに反する場合は分限と懲戒の処分を受ける。さらに、教育公務員としての職責を遂行するために研修に励むことが期待され、その機会が保証されている。この章では、教員免許制度と任用の仕組み、分限と懲戒の処分、服務の内容、研修の制度等について概略を把握すること。